

声楽家アーティスト派遣要項

公益財団法人 北野生涯教育振興会

1. 目的

公益財団法人 北野生涯教育振興会（以下、当財団という）は、生涯教育のテーマとして音楽に対する関心がますます高まっている現状を鑑み、芸術振興の一助として、プロの声楽家の歌声とピアニストの演奏を生で聴いて、感じてもらおうと小中学校への派遣プログラムを実施する。

2. 派遣の対象となる学校

当財団が声楽家アーティスト派遣の対象とする学校は、当財団指定の教育委員会が選定した小中学校および当財団ホームページ等からの公募により応募された学校で、日本声楽家協会との協議のうえ決定する。

3. 学校数、学年および期間

声楽家アーティスト派遣を実施する学校数、学年および期間は、次のとおりとする。

- (1) 学校数 市区町村各教育委員会 1 校または 2 校
- (2) 学 年 小学校 1 年生～中学校 3 年生（人数は会場の広さによる）
- (3) 期 間 4 月～9 月末まで（学校の都合により 10 月以降でも可能）

4. 声楽家アーティスト派遣の内容

- (1) 声楽家 2 名（男声 1 名・女声 1 名）、ピアニスト 1 名を派遣する
- (2) リハーサル 1 時間、本番 1 時間
音楽室または体育館等（ソーシャルディスタンスを確保できる会場）

5. 学校側への依頼事項

- (1) 演奏希望曲をご提示ください（サウンドオブミュージックメドレー、魔王花など 2～3 曲）。出演者を決める際に考慮します。ご希望に添えない場合がありますのでご承知おきください）。特に無ければ結構です。
- (2) 子どもたちが歌う曲を 1 曲決めて楽譜をお送りください。できれば伴奏やパートが入ったもの。合唱指導をおこなったり一緒に歌ったりします。
- (3) 参加する学年と人数をご提示ください（例：5 年生 2 クラス 30 名）。
- (4) 着替えるための控室をご用意ください（可能であれば鏡をご用意ください）。
- (5) 演奏会開催中のチャイムは消音してください。
- (6) ピアノの調律を当日または前日におこなってください（442Hz）。費用は当財団が負担いたします。

6. その他

この要項は、必要に応じ見直しをおこなうものとする。

7. 施行

この要項は、2023 年 1 月 1 日より施行する。